

資料 2

令和2年度 第1回
新潟市介護保険事業等運営委員会
令和2年7月22日開催

地域包括ケア計画[高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]の 策定について

1. 地域包括ケア計画 [高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画] について

- 市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画、及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、「地域包括ケア計画 [高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]」をこれに位置づけています。
- 計画は市総合計画及び市地域福祉計画を上位計画とし、市障がい者計画など他の諸計画と調和を保つとともに、県高齢者保健福祉計画との整合性を図っています。
- 本計画は、第6期以降「地域包括ケア計画」として位置づけられ、団塊の世代が後期高齢者になる2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。
令和2年度末で第7期計画が終了となるため、令和3～5年度までの3年を計画期間とする第8期計画を策定します。
- 第8期計画においては、2025年にとどまらず、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する2040年を念頭に置いて取り組んでいく必要があります。

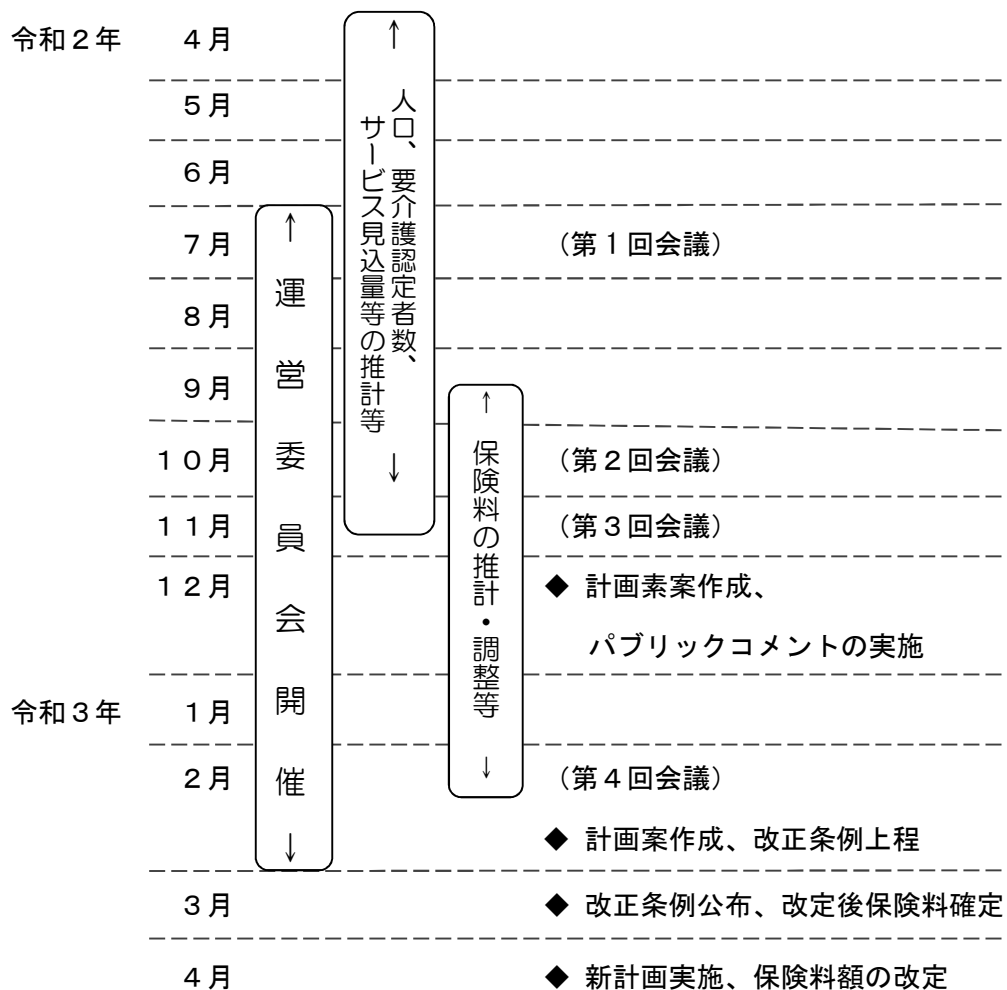
2. 計画において定める主な事項

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、必要利用定員総数の見込み（区域ごと）
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等の適正化への取組と目標
- その他の事項
 - ・ 保険料の設定（金額、段階）

3. 計画の方向性

- 2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

4. 計画策定スケジュール



○ 介護保険事業等運営委員会の開催予定

開催時期	検討内容 (予定)
2年7月	・ 計画策定について ・ 介護保険事業状況 ・ 計画策定に係る国の基本指針 ・ 各調査集計
2年10月	・ 計画の基本理念・体系、施策ごとの記載 ・ 地域の構成 ・ 地域包括支援センター活動報告
2年11月	・ 素案作成、パブコメ事前確認 ・ サービス量と介護保険料案
3年2月	・ パブコメ結果 ・ 計画作成

※ 状況により今後変更となる場合があります。